

# 令和4年度（第36回）労働衛生検査精度管理調査実施要領

## 1 目的

本調査は、各施設が実施する鉛業務、有機溶剤業務及び特定化学物質取扱業務従事者の特殊健康診断に係る代謝物等の測定精度を確認するとともに、必要な指導を行うことにより、信頼性の高い健康診断施設及び登録衛生検査所等を育成することを目的とする。

## 2 対象施設

鉛・有機溶剤・特定化学物質に係る特殊健康診断を実施する健康診断施設及び衛生検査所等。なお、参加申込の際は下記に示す【A 参加施設】または【B 参加施設】のいずれかを選択する。

【A 参加施設】： 全ての調査項目または調査項目の一部を自施設で測定している施設

【B 参加施設】： 調査項目の全てについて他の検査機関に測定を委託している施設

## 3 調査項目

### (1) クロスチェック（9項目）

血中鉛 尿中デルタアミノレブリン酸 尿中馬尿酸 尿中メチル馬尿酸  
尿中マンデル酸 尿中総三塩化物 尿中トリクロロ酢酸 尿中2,5-ヘキサンジオン  
尿中N-メチルホルムアミド

### (2) 測定プロセスに関する調査

測定プロセスを調査票とフェニルグリオキシル酸試料を用いて調査する。

### (3) 尿中フェニルグリオキシル酸量測定参考調査

【A参加施設】を対象に参考調査として実施する。評価は行わない。

## 4 実施方法

クロスチェック調査試料および付帯調査票を参加施設に送付し、測定結果を回収して測定値の精度を評価するとともに、調査票では測定から結果報告までのプロセスの調査をする。

【A 参加施設】には、下記（1）、（2）、（3）の①～⑩までのすべてを送付する。

【B 参加施設】には、下記（2）の⑦～⑨のみを送付する。

### (1) クロスチェック項目及び送付試料数

- |   |      |
|---|------|
| ① 血中鉛量測定用   | 6 試料 |
| ② 尿中デルタアミノレブリン酸量測定用                                   | 6 試料 |
| ③ 尿中馬尿酸、メチル馬尿酸、マンデル酸量測定用<br>(注) 馬尿酸、メチル馬尿酸、マンデル酸の混合試料 | 6 試料 |
| ④ 尿中総三塩化物量測定用<br>(注) トリクロロ酢酸、トリクロロエタノールの混合試料          | 6 試料 |

- ⑤ 尿中 2,5-ヘキサンジオン量測定用 6 試料
- ⑥ 尿中 N-メチルホルムアミド量測定用 6 試料

(2) 測定プロセスに関する調査

- ⑦ 労働衛生検査精度管理プロセス調査票
- ⑧ プロセス調査用  
フェニルグリオキシル酸 (PGA) 量測定用人工尿試料 2 試料
- ⑨ 尿中フェニルグリオキシル酸 (PGA) 測定に関する調査票 (I)  
尿中フェニルグリオキシル酸 (PGA) 受託測定に関する調査票 (II)

(3) 尿中フェニルグリオキシル酸量測定参考調査

- ⑩ 尿中フェニルグリオキシル酸 (PGA) 量測定用ヒト尿試料 2 試料
- ⑪ 尿中フェニルグリオキシル酸 (PGA) 量の測定に関する調査票

5 実施時期 (日程)

|            |                |
|------------|----------------|
| 精度管理調査試料発送 | 令和4年10月25日 (火) |
| 回答票等提出期限   | 令和4年11月25日 (金) |
| 評価結果報告     | 令和5年3月予定       |

6 測定結果の報告

【A 参加施設】

測定結果の報告は、全衛連から送付された9項目の調査試料の測定結果を所定の回答票 (調査票その1) に記入し、原本を提出するものとする。ただし、全衛連から送付される試料で自施設では測定していない項目がある場合には、当該試料を通常測定を委託している登録衛生検査所等に送り、測定結果を確認し、その結果を報告するものとする。

尿中フェニルグリオキシル酸量測定用試料は、測定値の参考調査用ヒト尿2試料と、測定までのプロセス調査用人工尿2試料との合計4試料を送付するので、その測定結果をそれぞれ「尿中 フェニルグリオキシル酸(PGA)測定調査票」と「フェニルグリオキシル酸の測定に関する調査票 (I)」、「フェニルグリオキシル酸の受託測定に関する調査票 (II)」で回答するものとする。

【B 参加施設】

測定までのプロセス調査用として、尿中フェニルグリオキシル酸量測定用人工尿試料2試料のみを送付するので、当該試料を通常測定を委託している衛生検査所に移送して測定を行い、その測定結果を「尿中フェニルグリオキシル酸の測定に関する調査票 (I) およびフェニルグリオキシル酸の受託測定に関する調査票 (II)」に記入し、その原本を提出するものとする。

なお、プロセス調査以外の調査項目物質の測定結果については、通常測定を委託している衛生検査所が、令和4年度全衛連労働衛生検査精度管理調査へ参加しており、当該施設へ試料が送られていることを確認し、当該施設へ送付された精度管理調査試

料の測定結果を所定の回答票「調査票その1」に記入し、その原本を提出するものとする。

#### 【A・B 参加施設共通】

原則として調査対象9項目全ての測定結果を「調査票その1」に記入して原本を提出すること。「調査票その1」に測定結果が記入されていない項目については当該項目を調査不参加項目とし、評価を行わない。

### 7 付帯調査票による内部精度管理の状況報告

健康診断施設が精度の確保のために行っている内部精度管理および、健康診断施設が登録衛生検査所等に対して行っている精度管理の実施内容について「労働衛生検査精度管理プロセス調査票」により、報告するものとする。

### 8 評価

評価は、全衛連労働衛生検査専門委員会が下記（1）～（3）の評価方法に基づき、行う。

#### （1）測定値の評価

送付する9項目各試料について測定した測定値が、全参加施設の各試料測定平均値から許容される範囲内に納まっているか評価する

#### （2）解析値による評価

測定結果について下記5種類の解析値評価を行う。

|   |                         |                |   |        |   |
|---|-------------------------|----------------|---|--------|---|
| a | 方向係数 $Y = a + bX$       | $bX$ の $b$     | 《 | 回収率    | 》 |
| b | ばらつきの程度(再現性)            | $(\sqrt{V_E})$ | 《 | 再現性    | 》 |
| c | 測定値を含む確率楕円の長軸の傾きの正切     | $(\tan\theta)$ | 《 | 測定バラツキ | 》 |
| d | パフォーマンス・インデックス 1 (PI-1) |                | 《 | 真度     | 》 |
| e | パフォーマンス・インデックス 2 (PI-2) |                | 《 | 平均真度   | 》 |

#### （3）測定プロセスの評価

送付する、フェニルグリオキシル酸試料および「尿中フェニルグリオキシル酸の測定に関する調査票 (I)・(II)」、「労働衛生検査精度管理プロセス調査票」により測定に係わるプロセスについて評価する。

### 9 評価結果の公表

評価結果については、評価方法（1）と（2）の結果を点数化し、さらにA [優]、B [良]、C [可]、D [不可] の4段階に評価して、全衛連総合精度管理調査参加施設に毎年度配付する冊子「全衛連総合精度管理調査結果の概要」および全衛連のホームページに

その成績を公表する。

## 10 参加申込期限

令和4年9月13日(火)

## 11 申込先

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

〒108-0014 東京都港区芝4-1-5 田町ハラビル5階

TEL 03-5442-5934 FAX 03-5442-5937

## 12 参加費用(税込)

【A 参加施設】 全衛連会員：49,500円 会員以外：74,800円

【B 参加施設】 全衛連会員：16,500円 会員以外：41,800円

参加される施設は、令和4年9月26日(月)までに参加費用を下記へお振り込み下さい。

参加費用の請求はのご案内をもって代えさせて戴きます。

なお、振込手数料は各自ご負担願います。

(振込先) 口座名：公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

銀行名：三菱UFJ銀行 本店

口座番号：普通預金 7648714